

# 「臨時特例法」容認、給与改定見送り——2012年人事院勧告

## 55歳以上には昇給停止、更に政府は退職手当減額方針示す

8月8日、人事院は国会と内閣に対し、国家公務員の給与に関する勧告、国家公務員制度改革等に関する報告を行いました。給与をめぐる内容では「国家公務員の給与改定及び給与の臨時特例に関する法」のもとで、7.67%の官民較差を確認しながらも月例給改定を見送り、一時金についても均衡しているとして改定を見送りました。

勧告は国立大学法人の給与決定に影響を与えてきたことから、主な内容を紹介するとともに、組合員には詳しい内容を掲載している「国公労新聞」（人勧特集号）をお届けします。

また、組合は本学でも今月（8月）から実施の「臨時特例法」に対応した給与減額措置に対し、要求事項（①役員給与引き下げ率をアップすること、②無制限に再任を認めている教員任期制を廃止すること、③正式に給与を減額する場合には勤務時間を短縮すること、④パート職員にボーナスを支給すること）の実現を求めて、今後のとりくみを強化していきます。これを機会に、非組合員の方に組合加入を呼びかけます。

### 2012年給与勧告の骨子

#### ○本年の給与勧告のポイント

##### 月例給、ボーナスともに改定なし

- ① 月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出  
以下の諸事情を踏まえ、減額前の較差（△0.07%）に基づく改定なし
  - ・従来、較差が小さく俸給表等の適切な改定が困難な場合には改定を見送っていること
  - ・減額後は民間給与を7.67%下回っていること、減額支給措置は民間準拠による改定とは別に未曾有の国難に対処するため、平成25年度末までの間、特例として行われていることを勘案
- ② 公務の期末・勤勉手当（ボーナス）の支給月数は、民間と均衡しており、改定なし
  - ・上記給与減額措置が行われていることを勘案

#### 50歳代後半層における給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度を見直し

- ① 55歳を超える職員は、標準の勤務成績では昇給停止（給与法改正）
- ② 高位の号俸からの昇格した場合の俸給月額増加額を縮減（人事院規則改正）

#### 民間給与との較差に基づく給与改定

＜月例給＞公務と民間の4月分給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

月例給の較差について、給与改定・臨時特例法に基づく給与減額措置による減額前の較差を算出し、併せて減額後の較差も算出

○月例給の較差（給与減額支給措置による減額前）△273円 △0.07%

（給与減額支給措置による減額後）28,610円 7.67%

行政職俸給表（一） 現行給与（減額前）401,789円 平均年齢42.8歳

（減額後）372,906円

＜ボーナス＞昨年8月から7月までの直近1年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○公務の支給月数（現行3.95月）は、民間の支給割合（3.94月）と均衡しており、改定は行わない

#### 退職手当についても閣議決定

野田内閣は7日、国家公務員の退職手当について平均14.9%引き下げの方針を閣議決定しました。これは民間より平均402.6万円高い支給とされる官民格差を解消するものと報道されています。実施には「国家公務員退職手当法」の改正が必要ですが、政府は2013年1月から9月末までは6ポイント減（98/100）、10月から2014年6月末に6ポイント減（92/100）、7月以降は5ポイント減（87/100）と段階的に実施するとしています（現行は104/100です）。

赤煉瓦

熊本大学教職員組合

No.7

2012. 8. 20

内線:3529 FAX:346-1247  
ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp  
<http://union.kumamoto-u.ac.jp/>